## 議案第3号

富津市公共施設維持管理基金条例の制定について 富津市公共施設維持管理基金条例を別紙のとおり制定する。 平成28年2月22日提出

富津市長 佐久間 清 治

## 提案理由

公共施設の機能を適正に維持管理するための改修及び修繕に要する経費に充てる 基金を設置するため、条例を制定するものである。 富津市公共施設維持管理基金条例

(設置)

第1条 市が管理する行政財産(以下「公共施設」という。)の機能を適正に維持 管理するための改修及び修繕に要する経費に充てるため、富津市公共施設維持管 理基金(以下「基金」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「行政財産」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第238条第4項に規定する行政財産をいう。

(積立て)

- 第3条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。 (管理)
- 第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

- 第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及 び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (処分)
- 第7条 市長は、公共施設の機能を適正に維持管理するための改修及び修繕に要する経費に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。